相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市上野町一三二二番地、最後の住所熊本県八代市上野町一三二二番地一
被相続人　亡　中西　雅臣

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月一日
事務所熊本県八代市千反町二丁目一一号二三番地一四　相続財産管理人　宮本　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島市坂元町一二八七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　上床　勝

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月一日
事務所鹿児島市名山町一番三号鹿児島ビル四階
相続財産管理人　弁護士　野田健太郎

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年三月一日
一、墳墓等所在地　東京都文京区本駒込三一一九一四
一、墳墓等の名称　洞泉寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　①不明（岡崎家）墓石類一基　②不明（小田島家）墓石類一基　③飛高家之墓・墓石類一基　④地蔵尊（飯田家）・地蔵尊一基　⑤高見沢（山本家）墓石類一基　⑥増田家・墓石類一基　⑦来次家・墓石類一基　⑧山形家・墓石類一基
一、改葬を行おうとする者　東京都文京区本駒込三一一九一四　宗教法人洞泉寺　代表役員　玉生　光博

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年３月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①一般社団法人日本インバウンド観光支援協会　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6273号　④一般社団法人日本インバウンド観光支援協会　東京都新宿区西新宿四丁目２番19号　代表理事　藤野公孝　⑤一般社団法人日本インバウンド観光支援協会　東京都新宿区西新宿四丁目２番19号　⑥平成22年１月28日　⑧平成25年１月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫神奈川県横浜市青葉区みたけ台９番地３　一般社団法人日本インバウンド観光支援協会　代表清算人　藤野公孝

Ｃ　①株式会社The Art of Travel　②第３種旅行業　③石川県知事登録旅行業第３－257号　④The Art of Travel　石川県金沢市尾張町１丁目10番30号　代表取締役　吉井健司　⑤Head Office　石川県金沢市主計町２番１号　⑥平成24年８月２日　⑨平成25年１月23日　⑩300万円　⑪石川県知事　⑫石川県金沢市尾張町１丁目10番30号　株式会社The Art of Travel　代表取締役　吉井健司

Ｂ　①有限会社富士宮旅行　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－381号　④有限会社富士宮旅行　静岡県富士宮市上井出137　代表取締役　河野正篤　⑤本社営業所　静岡県富士宮市上井出137　⑥平成７年10月17日　⑧平成25年１月31日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県富士宮市上井出137　有限会社富士宮旅行　代表取締役　河野正篤

Ｂ　①全日本観光株式会社　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－794号　④全日本観光株式会社　名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番地の60　代表取締役　田中勝彦　⑤本社営業所　名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番地の60　⑥平成４年11月11日　⑧平成25年２月１日　⑩1100万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番地の60　全日本観光株式会社　代表取締役　田中勝彦

Ｂ　①有限会社京都サイクリングツアープロジェクト　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－566号　④有限会社京都サイクリングツアープロジェクト　京都府京都市下京区油小路通り塩小路下ル東油小路町552－13　代表取締役　多賀一雄　⑤本社　京都府京都市下京区油小路通り塩小路下ル東油小路町552－13　⑥平成20年２月１日　⑧平成25年１月31日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府京都市下京区油小路通り塩小路下ル東油小路町552－13　有限会社京都サイクリングツアープロジェクト　代表取締役　多賀一雄

Ｂ　①関西旅行研究会　ＫＲＫ　Ｔｒａｖｅｌ，Ｉｎｃ．　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－520号　④有限会社国際旅行企画　京都市左京区吉田牛ノ宮町９　代表取締役　望月軍彦　⑤本社営業所　京都市左京区吉田牛ノ宮町９　⑥平成16年５月28日　⑧平成25年１月24日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都市左京区吉田牛ノ宮町９　有限会社国際旅行企画　代表取締役　望月軍彦

Ｃ　①合同会社まいづる広域観光公社　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－610号　④合同会社まいづる広域観光公社　京都府舞鶴市字伊佐津213番地の８　代表社員　齋藤友幸　⑤本社営業所　京都府舞鶴市字伊佐津213番地の８　⑥平成24年２月20日　⑨平成25年１月23日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府舞鶴市字伊佐津213番地の８　合同会社まいづる広域観光公社　代表社員　齋藤友幸

Ｂ　①ＷＩＬＬＥＲ　ＥＸＰＲＥＳＳ東海株式会社　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2408号　④ＷＩＬＬＥＲ　ＥＸＰＲＥＳＳ東海株式会社　大阪市北区中之島３丁目２番18号　代表取締役　阿賀欣也　⑤大阪本社　大阪市北区中之島３丁目２番18号住友中之島ビル５階　⑥平成19年３月19日　⑧平成24年12月27日　⑩1300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区中之島３丁目２番18号　ＷＩＬＬＥＲ　ＥＸＰＲＥＳＳ東海株式会社　代表取締役　阿賀欣也